

横芝光町農業委員会 9 月第 6 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 9 月 6 日(月) 午前 9 時～10 時 20 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (10 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 (2 名) 7 番 向後 隆輝 9 番 鈴木 茂樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 3 議案第 2 号

令和 5 年度第 6 次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第 4 議案第 3 号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年9月第6回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。
事務局	本日は、7番 向後 隆輝委員、9番 鈴木 茂樹委員より欠席の連絡がありましたので、報告いたします。 本日の出席委員は、10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 これから議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 2番 川島 理昭委員、8番 伊藤 博明委員にお願いします。 なお、会議書記には、事務局の布施班長を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程いたします。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和5年9月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は3件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①の土地は、木戸字六割の畑1筆、448㎡です。

転用の目的は一般専用住宅1棟と駐車場になります。

申請地①の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から南東へ4.6kmの位置にあります。

譲受人は共働きで子育てをするため、親の援助を得やすい実家に近い申請地を選定しました。ここは、近隣に保育所やスーパー、郵便局が所在しており市街化がすすむエリア内に所在する第3種農地と同程度まで宅地化がすすんでいると判断できます。

よって、第2種農地と判断しました。申請者及び家族に農地や雑種地の所有がないため、土地の代替性はないものと考えます。

申請地は、土地改良区の受益地の除外を確認しております。

雨水は地下浸透とし、生活排水は合併浄化槽で処理し町道側溝を経由して大根土地改良区管理の農業用水路へ放流する計画で、排水同意を得ています。

転用期間は令和5年10月1日から令和6年7月31日までを予定しております。

土地代金や建設費は、自己資金及び借入金により賄う予定であり、金融機関からの事前審査結果回答書により融資が見込めることを確認しています。

続いて申請地②の土地は木戸字二十二割の畑2筆、2,718㎡です。

転用の目的は太陽光発電設備の設置になります。

申請地②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地②は、横芝光町役場から南東へ約3.6kmの位置にあります。

譲受人は匝瑳市にある会社で、県内各地で再生可能エネルギー事業を行っております。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、第1種・第3種農地のいずれの要件にも合致しないことから、第2種農地と判断しました。第2種農地は、周辺の他の土地で代替可能かどうかを審査されますが、譲渡人が所有する土地を確認したところ、いずれも耕作がなされていたことから代替性はないものと判断しました。

また、この土地は土地改良区の受益地を除外となっており、雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は令和5年12月1日から令和6年1月31日までを予定しております。

建設費等は、自己資金より賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

なお、発電した電気は東京電力へ売電するとのことです。

次に申請地③の土地は横芝字宮下の田2筆、251㎡です。

転用の目的は一般専用住宅1棟になります。

申請地③の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地③は、横芝駅から北西へ約240mの位置にあります。

都市計画の用途地域内にあることから第3種農地と判定しました。原則として許可が見込まれる農地種別となります。

住宅建築面積は103㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限内の申請となっています。

土地改良関係については、両総土地改良区と地区除外の協議が整っており、意見書を得ています。

雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、南側の排水管に接続し幹線2号排水路へ放流する計画であり、両総土地改良区から排水同意を得ています。

隣接農地所有者へは土砂流出対策について説明済みです。

土地改良区の受益地からは除外されており、雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は、令和5年10月5日から令和6年3月30日までを予定しております。

土地代金等は、借入金により賄う予定であり、金融機関の融資仮承認審査結果書により必要な資金を確保していることを確認しました。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

本案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番 5番 伊藤です。現地を確認したところ畑としての利用はなされておらず、土地改良区の受益地から除外されており、排水の同意を得ていることから問題はないと考えられます。問題ありません。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま説明が終了しましたので、本案件について質疑を許します。質疑のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、本案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番 5番 伊藤です。現地を確認したところ畑としての利用はなされておらず、土地改良区の受益地から除外されており、排水の同意を得ていることから問題はないと考えられます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま説明が終了しましたので、本案件について質疑を許します。質疑のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、本案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 1 1 番 伊藤です。現地を確認したところ田としての利用はなされておらず、土地改良区の受益地から除外されており、排水の同意を得ていることから問題はないと考えられます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま説明が終了しましたので、本案件について質疑を許します。質疑のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。
(質疑なし)
質疑ありませんので、質疑を終了し、本案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 続いて、日程第3 議案第2号 令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について
農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年9月6日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、再設定が4件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は資料に記載のとおりです。利用権を設定する農地ですが、

1件目は、二又字平台の畑1筆、1,002㎡、期間は10年間です。設定する権利は賃借権です。

2件目は、二又字三島下の田4筆、字鴻ノ巣の田3筆、合計7筆、5,507㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

3件目は、木戸字参割の畑2筆、3,937㎡、期間は10年間です。設定する権利は賃借権です。

4件目は、二又字扇田の田1筆、字溝下の田7筆、字飯田の田4筆、合計12筆、9,639㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終了しました。

はじめに1件目の案件について、質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて3件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて4件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたし

ました。

続いて、日程第4 議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により本会の意見を求める。

令和5年9月6日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

当町では、「農業経営基盤強化促進法」という法律に基づき、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」を定めています。この基本構想とはどういったものかと言いますと、農業経営基盤強化法促進法に基づき、都道府県が作成する基本方針に即して、市町村が定めるものです。本町の農業施策の推進において、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、おおむね10年後の将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的、かつ安定的な農業経営を育成することを目的に農業経営の指標や、農用地に利用集積目標などを、地域の実情を踏まえたものです。委員の皆さんに審議いただきたい内容は、この本町の基本構想の一部見直しについてとなります。見直しとなる理由としては、千葉県が定める農業経営基盤強化促進に関する基本方針が令和5年6月に一部変更されました。これを受けて、本町の基本構想を見直す事が必要となり、見直しには農業委員会の意見を聴かなければならないとされているため、今回ご審議をお願いすることとなりました。詳細については、産業課より説明いたします。

産業課

【別冊議案書に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(案)の内容を説明】

議長

質疑応答に入ります。

産業課

認定農業者になっている人は、今は、所得が550万円いけばよくなっ

	<p>ている。今度は520万円行けばよくなっている。</p>
議 長	<p>520万円が町の所得として適正かどうか。昨今の資材高騰の中における所得基準に混乱性がある。所得金額の520万円の設定が昨今の資材高騰を反映し、適切であるかどうか再確認願いたい。</p>
12番	<p>12番 秋葉です。所得520万円は容易ではない。520万円であれば、みんな農家をやる。大変な額。だから勤めになる。</p>
産業課	<p>ここは、目標としての累計となる。</p>
議 長	<p>地元の農業委員でもあるので、町の計画を作る中で加味してもらいたいのが「空港騒音下における農業振興」を計画の中に入れてもらえないか。騒音対策協議会の中でいろいろと話がある。対策の要因として位置づけして整備して欲しいと意見があった。ぜひ町の基本方針の中で、特殊事情なので位置づけて欲しい。要望です。みなさんの方で聞いておかしいなど思うところはありませんか。</p> <p>(他に質疑なし)</p> <p>以上の形で本案件については回答することに決定します。</p>
事務局	<p>それでは、意見ありで、要望のあった内容を取りまとめて、町長あてに文書で回答いたします。</p>
議 長	<p>以上で本日の許可案件を終了します。お疲れさまでした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和5年9月第6回農業委員会定例総会を閉会します。</p>